

(朝倉県土整備事務所経由)

4久整第8号-110

令和 4年 7月25日

マチダカッター工事 (株)

飯田 浩一

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 6月 24日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事	許 可 (般 - 4) 第 110795 号
許可の有効期間	令和 4年 8月 2日から	令和 9年 8月 1日まで
建設業の種類		
とび・土工事業		解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 7月 2日
(この日が行政庁の休日の場合に該当する場合は、直後の開庁日)